

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	財務省
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	制度的に他の企業年金へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適格退職年金は、企業が年金原資を外部機関に積み立てるなどの法人税法で定める一定の条件を満たし、国税庁長官に承認を受けることで、事業主が負担する掛金を全額損金扱いとする等の税制上の優遇措置を受ける制度であるが、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために制度的に他の企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適格退職年金については、廃止期限（平成23年度末）までの間に、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために制度的に他の企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置（運用時：非課税、給付時等：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続することを要望する。</p>		
関係条文	法人税法第8条、第83条、第84条、第87条、附則第20条、法人税法施行令附則第15条、第16条、第17条、第18条、所得税法第9条第1項第3号、第30条、第31条第3号、第35条第3項、所得税法施行令第72条第2項第4号、第82条の2第2項第4号、租税特別措置法第68条の4、地方税法第32条、第51条第1項、第314条の4第1項 等		
減収見込額	（初年度） － （ ▲4 ） （平年度） － （ ▲4 ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>適格退職年金については、制度として廃止されることが決まった平成13年度末時点では、件数は約7.4万件、加入者数は約917万人であったが、平成21年度末時点では、約2.0万件、加入者数約255万人となっており、残った契約のうち約8割が今後の方針を決めており、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。</p> <p>適格退職年金に止まっているものの中には、企業が倒産した等の理由で、事業主が存在しない閉鎖型適格退職年金等の制度的に企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。（※閉鎖型適格退職年金とは、受給者のみで構成された適格退職年金をいう。）</p> <p>このような適格退職年金は、事業主は存在しないものの、受給権保護の観点から、適格退職年金として残ることを国税庁の承認により認められているが、税制上の手当をしない場合は、廃止期限後に税制優遇措置を受け続ける方法がなくなり、受給権の保護が図られなくなってしまう。</p> <p>このため、事業主が存在しないため企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金等の制度的に企業年金に移行できない適格退職年金については、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置を継続するよう手当てする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
	政策の達成目標	制度的に企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について廃止前と同様の受給権の保護を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 21 年度末の事業主の存在しない閉鎖型適格退職年金の受給者及び待機者：約 300 人（推計）等（生保協会調べ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記の適格退職年金受給者の受給権の保護を図ることが可能である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	適格退職年金、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現在、適格退職年金に止まっているものの中で、制度上企業年金への移行が可能なものについては、引き続き移行促進を図るとともに、事業主が存在しないために企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金等については、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、適格退職年金の実施企業の受給者について、安定した老後の所得確保が図られることから、政策目的に照らして、妥当な要望である。
	ページ	2-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—